

2025（令和7）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：公法（憲法）

第1問

最高裁判所の判例が宗教法人法 81 条 1 項の宗教法人に対する解散命令と命令を受けた宗教法人の信者の宗教上の行為との関係をどのように捉えているかを説明しなさい。

宗教法人法

第 81 条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

一～五 略

2～7 略

第2問

(1) 最高裁判所の判例が憲法 89 条の「宗教上の組織若しくは団体」をどのように捉えているかを説明しなさい。

(2) 下記の各団体について、最高裁判所の判例が憲法 89 条の「宗教上の組織若しくは団体」に当たると判断した場合には「当たる」と、当たらないと判断した場合には「当たらない」と、当たるか否かの判断をしなかった場合には「判断しなかった」と答えなさい。

- ① 箕面忠魂碑・慰霊祭事件（最三小判平成 5 年 2 月 16 日民集 47 卷 3 号 1687 頁）における、忠魂碑前で戦没者の慰霊、追悼のための慰霊祭を神式、仏式隔年交替で行った地区遺族会
- ② 空知太神社事件（最大判平成 22 年 1 月 20 日民集 64 卷 1 号 1 頁）における、空知太神社を管理運営し、そこで祭事（初詣で、春祭りおよび秋祭り）を行なった氏子集団
- ③ 那覇孔子廟事件（最大判令和 3 年 2 月 24 日民集 75 卷 2 号 29 頁）における、儒教の祖である孔子等を祀った施設を所有し、そこで釋奠祭禮（供物を並べて孔子の霊を迎え、上香、祝文奉読等をした後にこれを送り返すというもの）を行なった一般社団法人

第3問

宗教団体の内部紛争が司法権の対象となるか否かについて、最高裁判所の判例がどのように解しているかを説明しなさい。